



島根県報

平成22年5月7日（金）

第2,185号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成22年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	5
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	（ " ）	5

【公 告】

島根県ドクターヘリ運航業務の事業予定者を決定するための企画提案競技の実施	（医 療 政 策 課）	5
--------------------------------------	-------------	---

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定		9
---------------	--	---

告 示

島根県告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成22年6月1日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業者		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 ウェルネス湖北	松江市西津田二丁目8番20号	介護予防訪問介護	株式会社 ウェルネス湖北 介護センター松江	松江市黒田町454番地1	平成22年1月1日
株式会社 来夢	大田市久利町行恒18-5	短期入所生活介護	ケアステーション ささゆり	大田市久利町行恒18-5	平成22年2月12日
株式会社 来夢	大田市久利町行恒18-5	介護予防短期入所生活介護	ケアステーション ささゆり	大田市久利町行恒18-5	平成22年2月12日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	居宅療養管理指導	セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成22年3月26日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	介護予防居宅療養管理指導	セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成22年3月26日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	通所介護	デイサービスセンターアゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年4月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンターアゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年4月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 アゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年4月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	訪問介護	訪問介護ステーションアゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年4月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防訪問介護	訪問介護ステーションアゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年4月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム アゼリア	松江市黒田町475番地7	平成22年4月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム アゼリア	松江市黒田町475番地7	平成22年4月1日

医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	認知症対応型通所 介護	デイサービスセンター うらら	松江市黒田町475 番地7	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	介護予防認知症対 応型通所介護	デイサービスセンター うらら	松江市黒田町475 番地7	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	通所介護	デイサービスセンター もやいの家ひきみ	益田市匹見町匹見 イ50番地1	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター もやいの家ひきみ	益田市匹見町匹見 イ50番地1	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	認知症対応型共同 生活介護	グループホーム もやい の家ひきみ	益田市匹見町匹見 イ50-1	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	介護予防認知症対 応型共同生活介護	グループホーム もやい の家ひきみ	益田市匹見町匹見 イ50-1	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	通所介護	デイサービスセンター もやいの家うのはな	益田市遠田町179 番2	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター もやいの家うのはな	益田市遠田町179 番2	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	通所介護	デイサービスセンター もやいの家松平	江津市松川町市村 132番1	平成22年4 月1日
医療法人社団 澄み会	水	浜田市三隅町河内 451番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター もやいの家松平	江津市松川町市村 132番1	平成22年4 月1日
社会福祉法人 わみ福祉会	い	浜田市金城町七条 ハ559番地2	認知症対応型共同 生活介護	グループホーム モモ	江津市敬川町1230 番地1	平成22年4 月12日
医療法人 徳祐会		邑智郡邑南町山田 33番地6	介護老人保健施設	ケアセンター 三笠	邑智郡邑南町上田 所39番地5	平成22年4 月1日
エイコー電子株式 会社		出雲市知井宮町5 -1	通所介護	デイサービスゆうゆう広 場	出雲市知井宮町5 -1	平成22年4 月21日
エイコー電子株式 会社		出雲市知井宮町5 -1	介護予防通所介護	デイサービスゆうゆう広 場	出雲市知井宮町5 -1	平成22年4 月21日

島根県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 生泉堂	松江市玉湯町玉造 377	居宅療養管理指導	生泉堂調剤薬局	松江市大正町454	平成22年3 月23日
有限会社 生泉堂	松江市玉湯町玉造	介護予防居宅療養	生泉堂調剤薬局	松江市大正町454	平成22年3

	377	管理指導			月23日
テイオードラッグ株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	居宅療養管理指導	セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成22年3月26日
テイオードラッグ株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	介護予防居宅療養管理指導	セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成22年3月26日
日本赤十字社 島根県支部	松江市内中原町40番地	居宅介護支援	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成22年3月31日
社会福祉法人 恵寿会	出雲市神西沖町1313番地	訪問介護	斐川サンホーム指定訪問介護事業所	簸川郡斐川町学頭1360番地1	平成22年3月31日
社会福祉法人 恵寿会	出雲市神西沖町1313番地	介護予防訪問介護	斐川サンホーム指定訪問介護事業所	簸川郡斐川町学頭1360番地1	平成22年3月31日
医療法人 徳祐会	邑智郡邑南町山田33番地6	介護療養型医療施設	三笠記念病院	邑智郡邑南町上田所39番地5	平成22年4月1日
医療法人 徳祐会	邑智郡邑南町山田33番地6	短期入所療養介護	三笠記念病院	邑智郡邑南町上田所39番地5	平成22年4月1日
医療法人 徳祐会	邑智郡邑南町山田33番地6	介護予防短期入所療養介護	三笠記念病院	邑智郡邑南町上田所39番地5	平成22年4月1日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 アゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	通所介護	デイサービスセンター もやいの家うのはな	益田市遠田町179番地2	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター もやいの家うのはな	益田市遠田町179番地2	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	通所介護	デイサービスセンター もやいの家・ひきみ	益田市匹見町匹見イ50番地1	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター もやいの家・ひきみ	益田市匹見町匹見イ50番地1	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	通所介護	デイサービスセンター アゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター アゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター うらら	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンター うらら	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム アゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム アゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	訪問介護	訪問介護ステーション アゼリア	松江市黒田町475番7	平成22年3月31日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション	松江市黒田町475	平成22年3

リ	451番地1		アゼリア	番7	月31日
株式会社 アゼー	浜田市三隅町河内	認知症対応型共同	グループホーム もやい	益田市匹見町匹見	平成22年3
リ	451番地1	生活介護	の家・ひきみ	イ50番地1	月31日
株式会社 アゼー	浜田市三隅町河内	介護予防認知症対	グループホーム もやい	益田市匹見町匹見	平成22年3
リ	451番地1	応型共同生活介護	の家・ひきみ	イ50番地1	月31日
株式会社 アゼー	浜田市三隅町河内	通所介護	もやいの家・松平	江津市松川町市村	平成22年3
リ	451番地1			132番地1	月31日
株式会社 アゼー	浜田市三隅町河内	介護予防通所介護	もやいの家・松平	江津市松川町市村	平成22年3
リ	451番地1			132番地1	月31日

島根県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1項の規定により告示する。

平成22年5月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
雲南市	雲南市立特別養護老人ホームえがおの里	雲南市掛合町掛合853番地1	平成22年4月1日
邑南町	特別養護老人ホーム桃源の家	邑智郡邑南町矢上7885番地	平成22年4月1日

島根県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2項の規定により告示する。

平成22年5月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会福祉法人 雲南市 社会福祉協議会	雲南市特別養護老人ホームえがおの里	雲南市掛合町掛谷853番地1	平成22年3月31日
社会福祉法人 石見さ くら会	特別養護老人ホーム桃源の家	邑智郡邑南町矢上7885番地	平成22年3月31日

公 告

島根県ドクターヘリ運航業務を行う事業予定者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

平成22年5月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県ドクターヘリ運航業務

(2) 仕様

島根県ドクターヘリ運航業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

2 参加資格

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる(1)から(11)までのすべてに該当すること。

なお、共同企業体で参加する場合は、それを構成するすべての企業が次の(1)から(5)までのすべてに該当し、1社以上が(6)から(11)に該当していなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置が満了していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 本業務の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項による許可を、4(1)アの提案競技参加申込書の提出日現在において有していること。
- (7) 本業務の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、4(1)アの提案競技参加申込書の提出日現在において、本業務の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理者を雇用しているものであること。
- (8) 航空運送事業に係る営業に実績があること。
- (9) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障を来すと認められたときは、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
- (10) 本業務により運送する患者に配慮したうえで、本業務を実施できる者であること。
- (11) ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針（平成13年9月6日指第44号厚生労働省医政局指導課長通知）における、ドクターヘリによる救急搬送の業務を適正に行う能力のある者の基準を満たすものであること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技実施説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成22年5月7日(金)から平成22年5月17日(月)までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課地域医療支援グループ

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

(ア) 4(1)アからオまでの書類については、平成22年5月17日(月)午後5時まで

なお、土曜日及び日曜日を除く（郵送の場合は書留とし、17日(月)午後1時までに必着のこと。）。

(イ) 4(1)カ及びキの書類については、平成22年5月27日(木)午後5時まで

なお、土曜日及び日曜日を除く（郵送の場合は書留とし、27日(木)午後1時までに必着のこと。）。

ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地

島根県健康福祉部医療政策課地域医療支援グループ

4 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

ア 提案競技参加申込書（様式第1号）	1部
イ 法人登記簿謄本（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）	1部
ウ 県税に係る納税証明書	1部
エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書	1部
オ 参加資格(6)から(11)の受託実績が確認できる書類（様式1～3）	1部
カ 提案書	30部
キ 見積書	1部

(2) 提出書類の形式及び内容

提案協議実施説明書による。

(3) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- イ 提出書類は、他の提案者に対し非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

5 選定方法

- (1) 提出書類により、参加資格及び提案内容を書類審査の上、島根県ドクターヘリ運航業務委託提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者の選定を行う。
- (2) 審査要綱については、別途定める。
- (3) 評価については、以下の点を特に考慮する。
 - ア 現場活動のニーズにあった機能
 - イ 安定的・継続的運航体制
 - ウ 運航の安全性
 - エ 島根県の実情にあった運航内容
 - オ 全体コストの抑制
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。
- (6) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

6 契約

(1) 契約相手方

事業予定者と島根県ドクターヘリ運航業務委託契約締結について交渉の上、随意契約を行うものとする。

(2) 契約金額

事業予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約条項

契約書及び仕様書による。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

7 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して連合等の不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したときその他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他詳細は、提案競技実施説明書による。

9 問合せ先及び書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地

島根県健康福祉部医療政策課地域医療支援グループ

担当：渡野、藤坂

電話番号 0852-22-5076

F A X 番号 0852-22-6040

電子メールアドレス iryou@pref.shimane.lg.jp

10 Summary

- (1) Requested service :
Emergency Medical Helicopter Service system for Shimane Prefecture
(Outsourcing)
- (2) Deadline for submission of proposals :
1:00pm Thursday 27th May, 2010
- (3) Delivery Deadline :
Monday 31th March, 2014
- (4) For further details contact :
Mr. Watarino, Mr. Fujisaka
Medical Service Policy Division,
Department of Health and Welfare
Shimane prefectural Government
128 Tonomachi, Matsue City
Shimane Prefecture, 690-8501 Japan
Ph:0852-22-5076

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成22年 5 月 7 日

島根県収用委員会会長 福 間 啓 夫

1 起業者の名称

島根県

2 事業の種類

一般国道431号道路改築工事（川津バイパス（島根県松江市坂本町字馬喰労座地内から同市福原町字東前田地内まで））

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県松江市福原町字松ノ前

（単位：㎡）

地 番	地 目		地 積		収用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備 考
	公 簿	現 況	公 簿	実 測			
106番1	田	田（休耕田）	314	339.77	339.77	収用	
111番1	田	田（休耕田）	932	961.09	929.96	収用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

持分2分の1 小谷満江 松江市福原町421番地

持分6分の1 有田加壽美 松江市西津田一丁目6番25号

持分6分の1 小谷威司 松江市西川津町3134番地1

持分6分の1 小谷三規夫 松江市福原町421番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

福田光夫 松江市福原町417番地

賃借権（ただし、存否については不明である。）

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成22年 4 月 27 日